

改正案	現行
<p>（目的）</p> <p>第一条 この条例は、自然環境を保全すべき地域の指定、当該地域における行為の規制等について定め、<u>生物の多様性の確保その他の</u>自然環境の適正な保全を総合的に推進することにより、広く県民が自然環境の恵沢を享受するとともに、将来の県民にこれを継承できるようにし、もつて現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。</p> <p>（自然環境保全基本計画）</p> <p>第十二条 （略）</p> <p>2 自然環境保全基本方針には、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 県自然環境保全地域及び緑地環境保全地域の指定その他のこれらの地域に係る<u>生物の多様性の確保その他の</u>自然環境の保全に関する施策に関する基本的な事項</p> <p>三 （略）</p> <p>3～5 （略）</p> <p>（指定）</p> <p>第十三条 知事は、次の各号のいずれかに該当する区域のうち、自</p>	<p>（目的）</p> <p>第一条 この条例は、自然環境を保全すべき地域の指定、当該地域における行為の規制等について定め、自然環境の適正な保全を総合的に推進することにより、広く県民が自然環境の恵沢を享受するとともに、将来の県民にこれを継承できるようにし、もつて現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。</p> <p>（自然環境保全基本計画）</p> <p>第十二条 （略）</p> <p>2 自然環境保全基本方針には、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 県自然環境保全地域及び緑地環境保全地域の指定その他のこれらの地域に係る自然環境の保全に関する施策に関する基本的な事項</p> <p>三 （略）</p> <p>3～5 （略）</p> <p>（指定）</p> <p>第十三条 知事は、次の各号のいずれかに該当する区域のうち、自</p>

然的社会的諸条件からみてその区域における自然環境を保全することが特に必要なものを県自然環境保全地域として指定することができる。

一 (略)

二 優れた天然林が相当部分を占める森林の区域(これと一体となつて自然環境を形成している土地の区域を含む。)でその面積が規則で定める面積以上のもの

三 (略)

四 その区域内に生存する動植物を含む自然環境が優れた状態を維持している海岸、湖沼、湿原又は河川の区域でその面積が規則で定める面積以上のもの

五 (略)

2～9 (略)

(県自然環境保全地域に関する保全計画の決定)

第十四条 県自然環境保全地域に関する保全計画(県自然環境保全地域における自然環境の保全のための規制又は事業に関する計画をいう。以下同じ。)は、知事が決定する。

2 県自然環境保全地域に関する保全計画には、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

一～三 (略)

四 当該地域における自然環境の保全のための事業に関する事項

3 知事は、県自然環境保全地域に関する保全計画を決定したとき

然的社会的諸条件からみてその区域における自然環境を保全することが特に必要なものを県自然環境保全地域として指定することができる。

一 (略)

二 すぐれた天然林が相当部分を占める森林の区域(これと一体となつて自然環境を形成している土地の区域を含む。)でその面積が規則で定める面積以上のもの

三 (略)

四 その区域内に生存する動植物を含む自然環境がすぐれた状態を維持している海岸、湖沼、湿原又は河川の区域でその面積が規則で定める面積以上のもの

五 (略)

2～9 (略)

(県自然環境保全地域に関する保全計画の決定)

第十四条 県自然環境保全地域に関する保全計画(県自然環境保全地域における自然環境の保全のための規制又は施設に関する計画をいう。以下同じ。)は、知事が決定する。

2 県自然環境保全地域に関する保全計画には、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

一～三 (略)

四 当該地域における自然環境の保全のための施設に関する事項

3 知事は、県自然環境保全地域に関する保全計画を決定したとき

は、その概要を広島県報で公示し、かつ、その県自然環境保全地域に関する保全計画を一般の閲覧に供しなければならない。

4 (略)

(特別地区)

第十六条 (略)

2 (略)

3 知事は、特別地区を指定し、又はその区域を拡張するときは、あわせて、当該県自然環境保全地域に関する保全計画に基づいて、その区域内において次項の許可を受けないで行うことができる木竹の伐採(第十項に規定する行為に該当するものを除く。)の方法及びその限度を指定するものとする。県自然環境保全地域に関する保全計画で当該特別地区に係るものの変更(第十四条第二項第三号に掲げる事項に係る変更以外の変更を除く。)をするときも、同様とする。

4 特別地区内においては、次の各号に掲げる行為は、知事の許可を受けなければ、してはならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として行う行為(第一号から第五号まで若しくは第十号に掲げる行為で森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項若しくは第二項若しくは第二十五条の二第二項若しくは第二項の規定により指定された保安林の区域若しくは同法第四十一条の規定により指定された保安施設地区(第十八条第一項及び第二十五条第一項において「保安林等の区域」という。)内において同法第三十四条第二項(同法第四十四条において準用する場合を

は、その概要を公示しなければならない。

4 (略)

(特別地区)

第十六条 (略)

2 (略)

3 知事は、特別地区を指定し、又はその区域を拡張するときは、あわせて、当該県自然環境保全地域に関する保全計画に基づいて、その区域内において次項の許可を受けないで行なうことができる木竹の伐採(第十項に規定する行為に該当するものを除く。)の方法及びその限度を指定するものとする。県自然環境保全地域に関する保全計画で当該特別地区に係るものの変更(第十四条第二項第三号に掲げる事項に係る変更以外の変更を除く。)をするときも、同様とする。

4 特別地区内においては、次の各号に掲げる行為は、知事の許可を受けなければ、してはならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として行う行為(第一号から第五号まで若しくは第七号に掲げる行為で森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項若しくは第二項若しくは第二十五条の二第二項若しくは第二項の規定により指定された保安林の区域若しくは同法第四十一条の規定により指定された保安施設地区(第十八条第一項及び第二十五条第一項において「保安林等の区域」という。)内において同法第三十四条第二項(同法第四十四条において準用する場合を

含む。)の許可を受けた者が行う当該許可に係るもの、第六号に掲げる行為で前項の規定により知事が指定する方法により当該限度内において行うもの又は第七号に掲げる行為で森林の整備及び保全を図るために行うものについては、この限りでない。

一〜六 (略)

七 知事が指定する区域内において木竹を損傷すること。

八 知事が指定する区域内において当該区域が本来の生育地でない植物で、当該区域における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを植栽し、又は当該植物の種子をまくこと。

九 知事が指定する区域内において当該区域が本来の生息地でない動物で、当該区域における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを放つこと(当該指定する動物が家畜である場合における当該家畜である動物の放牧を含む)。

十・十一 (略)

十二 前各号に掲げるもののほか、特別地区における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがある行為で規則で定めるもの

5 前項の許可には、当該県自然環境保全地域における自然環境の保全のために必要な限度において、条件を付することができる。

6・7 (略)

8 第四項の規定により同項各号に掲げる行為が規制されることとなつた時において既に当該行為に着手している者は、その規制され

含む。)の許可を受けた者が行う当該許可に係るもの又は第六号に掲げる行為で前項の規定により知事が指定する方法により当該限度内において行うものについては、この限りでない。

一〜六 (略)

七・八 (略)

5 前項の許可には、当該県自然環境保全地域における自然環境の保全のために必要な限度において、条件を附することができる。

6・7 (略)

8 特別地区が指定され、若しくはその区域が拡張された際当該特別地区内において第四項第一号から第六号までに掲げる行為に着

ることとなつた日から起算して六月間は、同項の規定にかかわらず、引き続き当該行為をすることができる。

9・・・(略)

(普通地区)

第十八条 (略)

2～5 (略)

6 次の各号に掲げる行為については、第二項から第三項までの規定は、適用しない。

一 非常災害のために必要な応急措置として行う行為

二 県自然環境保全地域に関する保全事業の執行として行う行為

三 法令に基づいて国又は地方公共団体が行う行為のうち、県自然環境保全地域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれがないもので規則で定めるもの

四・五 (略)

(中止命令等)

第十九条 知事は、県自然環境保全地域における自然環境の保全のために必要があると認めるときは、第十六条第四項若しくは第十七条第三項の規定に違反し、若しくは第十六条第五項(第十七条第四項において準用する場合を含む。)の規定により許可に付された条

手し、又は同項第七号に規定する湖沼若しくは湿原が指定された際同号に掲げる行為に着手している者は、その指定又は区域の拡張の日から起算して六月間は、同項の規定にかかわらず、引き続き当該行為をすることができる。

9・・・(略)

(普通地区)

第十八条 (略)

2～5 (略)

6 次の各号に掲げる行為については、第二項から第三項までの規定は、適用しない。

一 非常災害のために必要な応急措置として行なう行為

二 県自然環境保全地域に関する保全事業の執行として行なう行為

三 法令に基づいて国又は地方公共団体が行なう行為のうち、県自然環境保全地域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれがないもので規則で定めるもの

四・五 (略)

(中止命令等)

第十九条 知事は、県自然環境保全地域における自然環境の保全のために必要があると認めるときは、第十六条第四項若しくは第十七条第三項の規定に違反し、若しくは第十六条第五項(第十七条第四項において準用する場合を含む。)の規定により許可に附せられた

件に違反した者、前条第一項の規定による届出をせず、同項各号に掲げる行為をした者又は同条第二項の規定による処分に違反した者に対して、その行為の中止を命じ、又は相当の期限を定めて、原状回復を命じ、若しくは原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

2 知事は、規則で定めるところにより、その職員のうちから自然保護取締員を命じ、前項に規定する権限の一部を行わせることができる。

3 (略)

(国等に関する特例)

第二十一条 国の機関又は地方公共団体が行う行為については、第十六条第四項又は第十七条第三項第六号の許可を受けることを要しない。この場合において、当該国の機関又は地方公共団体は、その行為をしようとするときは、あらかじめ、知事に協議しなければならない。

2 (略)

(緑地環境保全地域に関する保全計画の決定)

第二十三条 緑地環境保全地域に関する保全計画（緑地環境保全地域における自然環境の保全のための規制又は事業に関する計画をいう。以下同じ。）は、知事が決定する。

2 緑地環境保全地域に関する保全計画には、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

一・二 (略)

条件に違反した者、前条第一項の規定による届出をせず、同項各号に掲げる行為をした者又は同条第二項の規定による処分に違反した者に対して、その行為の中止を命じ、又は相当の期限を定めて、原状回復を命じ、若しくは原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

2 知事は、規則で定めるところにより、その職員のうちから自然保護取締員を命じ、前項に規定する権限の一部を行なわせることができる。

3 (略)

(国等に関する特例)

第二十一条 国の機関又は地方公共団体が行なう行為については、第十六条第四項又は第十七条第三項第六号の許可を受けることを要しない。この場合において、当該国の機関又は地方公共団体は、その行為をしようとするときは、あらかじめ、知事に協議しなければならない。

2 (略)

(緑地環境保全地域に関する保全計画の決定)

第二十三条 緑地環境保全地域に関する保全計画（緑地環境保全地域における自然環境の保全のための規制又は施設に関する計画をいう。以下同じ。）は、知事が決定する。

2 緑地環境保全地域に関する保全計画には、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

一・二 (略)

三 当該地域における自然環境の保全のための事業に関する事項

3 (略)

(緑地環境保全地域における行為の規制)

第二十五条 緑地環境保全地域内において次の各号に掲げる行為をしようとする者は、知事に対し、規則で定めるところにより、行為の種類、場所、施行方法及び着手予定日その他規則で定める事項を届け出なければならない。ただし、第一号から第三号までに掲げる行為で森林法第三十四条第二項本文の規定に該当するものを保安林等の区域内においてしようとする者及び第五号に掲げる行為で第十六条第三項の規定の例により知事が指定する方法により当該限度内において行~~う~~ものをしようとする者は、この限りでない。

一 五 (略)

2 6 (略)

7 次の各号に掲げる行為については、第一項から第四項までの規定は、適用しない。

一 非常災害のために必要な応急措置として行~~う~~行為

二 緑地環境保全地域に関する保全事業の執行として行~~う~~行為

三 法令に基づいて国又は地方公共団体が行~~う~~行為のうち、緑地環境保全地域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれがないもので規則で定めるもの

四・五 (略)

(準用)

三 当該地域における自然環境の保全のための施設に関する事項

3 (略)

(緑地環境保全地域における行為の規制)

第二十五条 緑地環境保全地域内において次の各号に掲げる行為をしようとする者は、知事に対し、規則で定めるところにより、行為の種類、場所、施行方法及び着手予定日その他規則で定める事項を届け出なければならない。ただし、第一号から第三号までに掲げる行為で森林法第三十四条第二項本文の規定に該当するものを保安林等の区域内においてしようとする者及び第五号に掲げる行為で第十六条第三項の規定の例により知事が指定する方法により当該限度内において行~~な~~うものをしようとする者は、この限りでない。

一 五 (略)

2 6 (略)

7 次の各号に掲げる行為については、第一項から第四項までの規定は、適用しない。

一 非常災害のために必要な応急措置として行~~な~~う行為

二 緑地環境保全地域に関する保全事業の執行として行~~な~~う行為

三 法令に基づいて国又は地方公共団体が行~~な~~う行為のうち、緑地環境保全地域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれがないもので規則で定めるもの

四・五 (略)

(準用)

第二十七条 第二十条の規定は緑地環境保全地域の区域内における行為に関する報告及び検査等について、第二十一条第二項の規定は当該区域内において国の機関又は地方公共団体が行う行為について、それぞれ準用する。この場合において、第二十条第二項中「第十六条第四項若しくは第十七条第三項第六号の許可を受けた者若しくは第十八条第二項」とあるのは「第二十五条第三項」と、「第十六条第四項各号、第十七条第三項本文若しくは第十八条第一項各号」とあるのは「第二十五条第一項各号」と、同条第二項中「前項」とあるのは「第二十七条において準用する第二十条第一項」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「第二十七条において準用する第二十条第一項」と、第二十一条第二項中「第十六条第七項又は第十八条第一項」とあるのは「第二十五条第一項」と、「これら」とあるのは「同項」と読み替えるものとする。

(自然環境保全協定の締結)

第二十八条 宅地の造成、土石の採取その他規則で定める行為でその規模が規則で定める基準をこえるものを行う者は、知事が自然環境を保全するために必要があると認めて、自然環境の損壊の防止、植生の回復その他必要な事項を内容とする協定の締結について協議を求めたときは、誠意をもつてこれに応じ、当該協定が成立したときは、誠実にこれを遵守しなければならない。

(損失の補償)

第二十七条 第二十条の規定は緑地環境保全地域の区域内における行為に関する報告及び検査等について、第二十一条第二項の規定は当該区域内において国の機関又は地方公共団体が行なう行為について、それぞれ準用する。この場合において、第二十条第二項中「第十六条第四項若しくは第十七条第三項第六号の許可を受けた者若しくは第十八条第二項」とあるのは「第二十五条第三項」と、「第十六条第四項各号、第十七条第三項本文若しくは第十八条第一項各号」とあるのは「第二十五条第一項各号」と、同条第二項中「前項」とあるのは「第二十七条において準用する第二十条第一項」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「第二十七条において準用する第二十条第一項」と、第二十一条第二項中「第十六条第七項又は第十八条第一項」とあるのは「第二十五条第一項」と、「これら」とあるのは「同項」と読み替えるものとする。

(自然環境保全協定の締結)

第二十八条 宅地の造成、土石の採取その他規則で定める行為でその規模が規則で定める基準をこえるものを行なう者は、知事が自然環境を保全するために必要があると認めて、自然環境の損壊の防止、植生の回復その他必要な事項を内容とする協定の締結について協議を求めたときは、誠意をもつてこれに応じ、当該協定が成立したときは、誠実にこれを遵守しなければならない。

(損失の補償)



第四十条 県は、第十六条第四項若しくは第十七条第三項第六号の許可を得ることができないため、第十六条第五項（第十七条第四項において準用する場合を含む。）の規定により許可に条件を付されたため、又は第十八条第二項若しくは第二十五条第三項の規定による処分を受けたため損失を受けた者に対して、通常生すべき損失を補償する。

## 2 (略)

第四十四条 第十九条第一項若しくは第二項又は第二十六条第二項の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第四十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

### 一 (略)

二 第十六条第五項（第十七条第四項において準用する場合を含む。）の規定により許可に付された条件に違反した者

第四十六条 第十八条第二項又は第二十五条第三項の規定による処分に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

第四十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

### 一・二 (略)

三 第二十条第二項（第二十七条において準用する場合を含む。）以下この号において同じ。）の規定による報告をせず、若しくは虚偽

第四十条 県は、第十六条第四項若しくは第十七条第三項第六号の許可を得ることができないため、第十六条第五項（第十七条第四項において準用する場合を含む。）の規定により許可に条件を附せられたため、又は第十八条第二項若しくは第二十五条第三項の規定による処分を受けたため損失を受けた者に対して、通常生すべき損失を補償する。

## 2 (略)

第四十四条 第十九条第一項若しくは第二項又は第二十六条第二項の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第四十五条 次の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

### 一 (略)

二 第十六条第五項（第十七条第四項において準用する場合を含む。）の規定により許可に付せられた条件に違反した者

第四十六条 第十八条第二項又は第二十五条第三項の規定による処分に違反した者は、三十万円以下の罰金に処する。

第四十七条 次の各号の一に該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

### 一・二 (略)

三 第二十条第二項（第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の

偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査若しくは立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

四 (略)

規定による立入検査若しくは立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

四 (略)